

「まちづくり基本条例」

（仮称）

「まちづくり基本条例（仮称）」は「このまちをどのようにしていくか」を

わたしたちが考え、選択・決定し、実現していく、わたしたちのための条例です。将来にわたって暮らしやすく、元気があり、魅力的な川根本町であり続けるために。本条例について、皆さんからのご意見を募集します。

【問】企画課 ☎(56)2221 (FAX) (56)2235

平成12年4月から開始された「地方分権」は、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革と言われています。

第1の改革「明治維新」は、幕藩体制が天皇主権国家となり、第2の改革は戦後改革で天皇主権から国民主権に大転換しました。しかし第1の改革、第2の改革を通して変わらなかったことがあります。それは、国をトップとする国↓都道府県↓市町村↓住民という上下関係で、国民主権を高らかに打ち上げた戦後の改革でも、その関係は変わっていません。

それを打ち壊して、今度は住民をトップにして国↓都道府県↓市町村を並列的な関係に変えたのが第3の改革「地方分権」です。本町では、真に住民が主体的と

なって、まちづくりを進めていくために、その目的や仕組みを明確にし、住民の権利と責務、議会や町の役割と責務など、住民・議会・町の共通したルールを定め、実際にまちづくりに参加・協働するための自治体の新たな憲法といえる「まちづくり基本条例（仮称）」を策定することが必要であると考えました。

平成21年6月に「川根本町まちづくり基本条例策定委員会設置要綱」を制定し、同年11月には委員を委嘱するとともに条例策定に向けた実質的な活動を開始しました。現在では、条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性や基本原理などが記載される前文素案の策定について協議しています。その中で、まちづくり基本条例策定委

員からキーワードとなる言葉が挙げられました。

この条例は、わたしたちがこのまちをどのようにしていくかを、わたしたちで考え、わたしたちで選択・決定し実現していく、わたしたちのための条例です。

この先も、この地域が暮らしやすく、元気があり、魅力的であり続けるために定める「まちづくり基本条例（仮称）」。みんなで力を合わせ、意見を出し合い、わたしたちにとって使いやすく、分かりやすいものとなるよう、皆さんのご意見を募集します。

まちづくり基本条例策定委員会から出されたキーワード

▼郷土愛・自然と人が関わり

合って築いてきた文化▼住民が主体的となって市民生活を守ってきたこと▼安全安心▼安全と癒し▼理想の町とは心の安心を得られること▼誰もが安心して暮らせるふるさと▼人と人とのつながり・関わり・結びつき▼お茶・観光・南アルプスの自然（原生林）▼既にある観光資源を活用▼立派な景観があるのにそれが活用されていない▼自然環境と産業が結びつく場面がある▼優しさ・清潔感・ヒューマニズム▼豊かな自然や文化を大切に育て承継してきたものを人が生活する上で破壊されつつあるためそれを守り取り戻す▼合併前の両町の町民憲章を引き継いでいく▼もう少し間合い（ゆとり）や距離感を持つ▼水源地を保有する本町は今後も水を守っていく▼森林が清らかな水をはぐくむと共に山並みが農作物を守っている▼持続可能な自然環境や生産物を循環させていく▼まち▼自分の役割に気付く・気遣う▼まちづくりへの未成年者（次世代を担う子どもたち）の参加▼大人が自分の役割に誇りを持って手本を示す▼それぞれの年代の役割を認識しながら生きがいを感じる▼すべての生命が共生できるため自然とともに生きていく▼まち▼愛するに足るまち―これらのキーワードを参考に、まちづくり基本条例の前文を作成してい

きます。

皆さんもぜひ「このようなキーワードを盛り込んでほしい」と思うまちづくりに関するご意見や、住民・議会・町に関すること、まちを創造する仕組みなどで、条例の中に盛り込みたいキーワードなど、企画課までお寄せください。※次に挙げる1から3の例文を参考にしてください。

1 住民の権利・責務に関するキーワード（例）

・まちづくりに参加する権利と責務がある。
・自主性、自立性が尊重される権利がある。
・まちづくりの主体であることを自覚し、町政に関する認識を深める責務がある。

2 議会の役割・責務に関するキーワード（例）
・住民の意思を反映し、自治立法に取り組む役割と責務がある。
・議会活動に関する情報を住民に分かりやすく説明する責務がある。
・行政を適正に監視し、積極的に政策を提案する役割がある。

3 町（執行機関）の役割・責務に関するキーワード（例）
・住民生活の向上と住民サービスの充実を意識し職務を執行する役割がある。
・全体の奉仕者として住民との信

頼関係を築く責務がある。

・施策の立案・決定・実施における状況や効果を公表し説明する責務がある。

※その他、情報公開や財政運営、子どもの権利など、まちづくりに関するキーワードであればここに挙げたもの以外でも構いません。

【提出方法】

キーワードの提出は企画課までお願いします。電話・ファクス・メール・持参のいずれかの方法で提出してください（持参する場合、様式は問いません）。

Eメールで提出する場合は、町ホームページをご利用ください。町ホームページ上部にある「お問い合わせ」ボタンをクリックし「皆様からのご意見箱」の「フォームでのお問い合わせ」から入力できます。このフォームに必要事項を記入して「メール送信実行」すると提出完了です。

【募集期限】

8月31日 まで

※提出されたキーワードは、まちづくり基本条例策定委員会により協議した上で盛り込まれます。このためすべてのキーワードが、そのまま条例化されるわけではありません。ご了承ください。

